

第3次淡路市障がい者基本計画

第5期淡路市障がい福祉計画

第1期淡路市障がい児福祉計画

(案)

平成30年1月

淡路市

も く じ

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけと期間	3
第3節 計画の策定体制	5
第2章 淡路市の現状	6
第1節 障がいのある方を取り巻く現状	6
第2節 障がいのある方の福祉に関するアンケート調査概要	15
第3節 ヒアリング調査のまとめ	25
第4節 調査結果等から見る課題	30
第3章 障がい者基本計画	32
第1節 基本理念と計画の方向	32
第2節 施策の体系	33
第3節 重点目標	34
第4節 施策の展開	36
第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	47
第1節 第4期障がい福祉計画における成果指標の達成状況	47
第2節 障がい福祉サービス等の利用状況	49
第3節 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の事業体系	58
第4節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果指標	59
第5節 障がい福祉サービス等の見込み量	63
第5章 計画の推進体制	80
第1節 市民・事業者・地域などとの協働の推進	80
第2節 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施	80
第3節 計画の達成状況の点検及び評価	80
資料編	81
用語解説	81
淡路市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱	83
淡路市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿	84
計画策定経過	85

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1. 障がい保健福祉施策における国の動向

国においては、障害者基本法の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、内閣府に「障害者政策委員会」が設置されて、障害者基本計画の策定または変更にあたって調査審議や意見具申が行われています。計画期間を平成30(2018)年度から34(2022)年度までの5年間とする、障害者基本計画(第4次)の審議が、平成29年度に行われています。

また、障がい者の日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした法律である「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」)は、厚生労働省の「社会保障審議会障害者部会」による審議を受けて、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」として平成28年5月に改正成立し、一部を除いて平成30年4月から施行されることになりました。今回の「障害者総合支援法」の改正では、「障がい者の望む地域生活への支援」、「障がい児支援のニーズのきめ細かな対応」、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱としています。

このほかに、平成28年度には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」)、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正障害者雇用促進法」)、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」などが施行、一部施行されて、全ての国民が障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解しながら生きていく地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。

2. 淡路市における取組

本市においては、平成24年3月に「障害者基本法」に基づく「第2次淡路市障がい者基本計画」と、「障害者自立支援法」に基づく「第3期淡路市障がい福祉計画」を策定し、「助け合い 支え合い 暮らしを共感することができるまちの実現を目指して」を基本理念とし、障がい福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。

「第3期淡路市障がい福祉計画」の計画期間の終了に伴い、平成27年3月に「障害者総合支援法」に基づく「第4期淡路市障がい福祉計画」を策定して、これまでの障がい福祉施策の取組や実績を評価・検証し、障がい者やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、障がい者が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、取り組んできました。

このたび、「第2次淡路市障がい者基本計画」及び「第4期淡路市障がい福祉計画」の計画期間が終了すること、また、児童福祉法の改正に伴い障がい児福祉計画の策定が義務づけられたことから、国の障がい保健福祉施策全般の見直しに基づき、「第3次淡路市障がい者基本計画・第5期淡路市障がい福祉計画・第1期淡路市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

第2節 計画の位置づけと期間

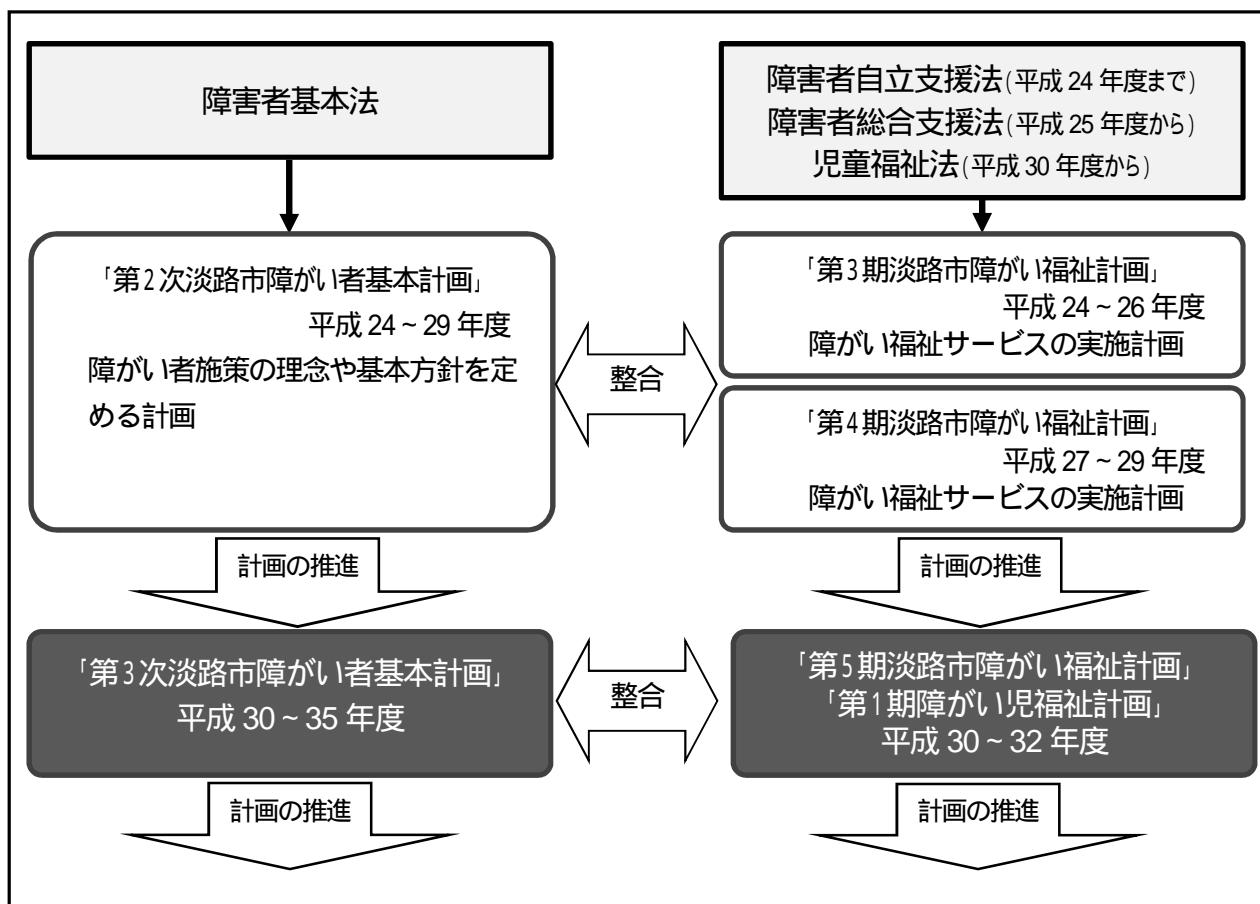
1. 計画の位置づけ

「第3次淡路市障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策を推進するための基本理念、基本目標を定めて、今後の障がい者施策推進の指針となるものです。

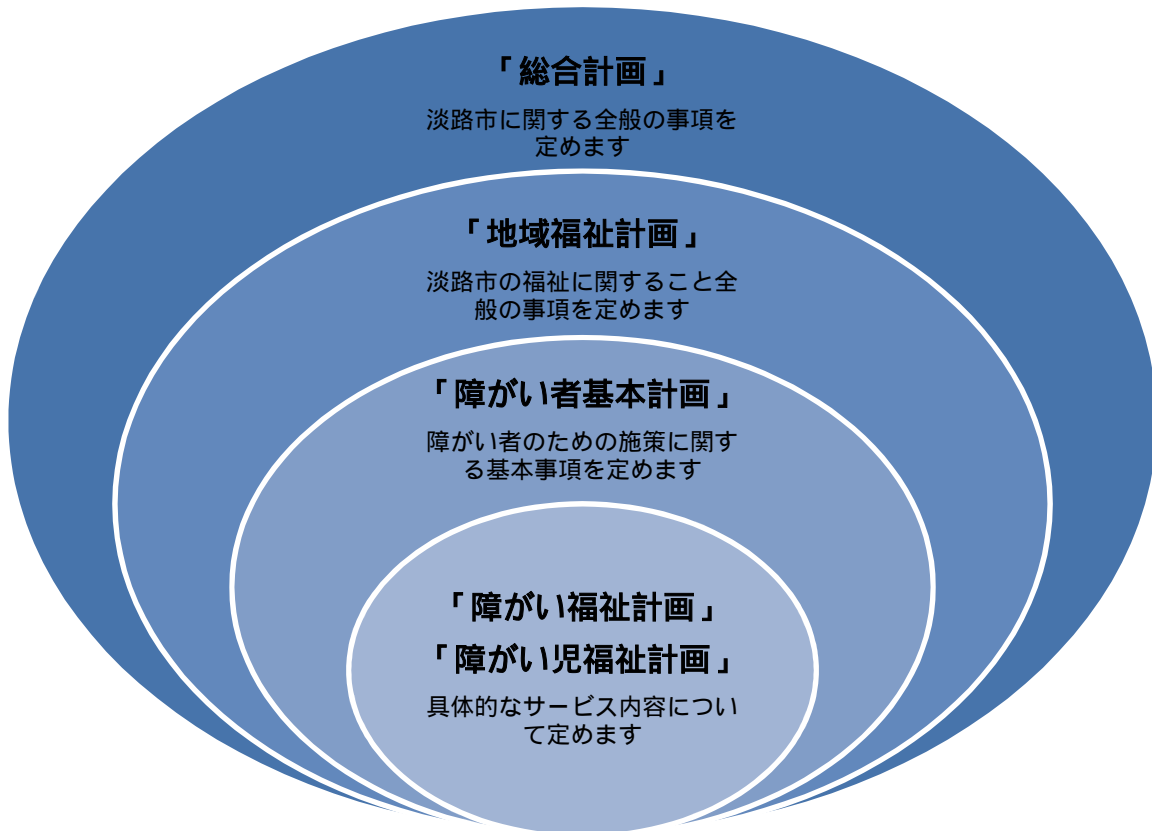
「第5期淡路市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、「第1期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、本市において障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図ることを目標とします。

また、国の「障害者基本計画（第4次）」、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」をはじめ、「淡路市総合計画」、「淡路市地域福祉計画」を上位計画とし、「淡路市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との調和を図ったものとします。

各計画の法的根拠



各計画の関連



2. 計画の期間

「第3次淡路市障がい者基本計画」については、平成30年度から平成35年度の6年間を計画期間とし、社会状況の変化等に対応し必要に応じて中間年（平成32年度）に見直しを行います。

「第5期淡路市障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」については、国の基本指針に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

なお、いずれの計画ともに、市町村は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行うこととされています（PDCAサイクル）。

平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
障がい者基本計画					
計画の一体化		計画見直し		計画の一体化	
第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画			第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画		

第3節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者やその家族を含めた当事者や障がい福祉サービス事業所の代表者の意見、また学識経験のある方の専門的な意見等を計画に反映するため、15名の委員からなる「淡路市障がい福祉計画等策定委員会」を設置し、審議を重ねるとともに、ホームページ等において計画案を公表し、市民の考えや意見を聴くパブリックコメントを実施します。

第4期淡路市障がい福祉計画の分析・評価、障がいの手帳所持者等を対象に「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査」の実施、また、障がい者団体、障がい福祉サービス事業所などの多様な声の聴収を行い、計画に反映することに努めました。

兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」で示された方針や数値目標、サービス見込み量との整合を図り、県と市の連携による障がい保健福祉施策を推進します。